

報道資料



令和7年12月26日

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、上天草市懲戒処分の公表に関する基準に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

事案	所属	職名	年齢	処分の内容
1	市民生活部	参事	30代	減給10分の1（1月） (当事者：欠勤及び虚偽報告)
2	水道局	主幹	40代	減給10分の1（1月） (当事者：欠勤及び虚偽報告)
3	健康福祉部	主幹	50代	戒告 (当事者：欠勤)
4	教育委員会 市民生活部（当時）	参事	30代	減給10分の1（1月） (当事者：不適正な業務執行)
	市民生活部	課長	50代	減給10分の1（1月） (指導監督不適正)
	市民生活部	課長補佐	40代	減給10分の1（1月） (指導監督不適正)
	市民生活部	係長	40代	減給10分の1（1月） (指導監督不適正)
5	市民生活部	参事	30代	戒告 (当事者：不適正な業務執行)

※事案4については、指導監督責任として、上司である部長を厳重注意とした。

※事案5については、事務執行者として後輩職員1名及び指導監督責任として上司3名を厳重注意とした。

2 非違行為の概要

事案	内容
1	令和6年度、体調不良を理由に19.5日の欠勤を繰り返したもの。その内、5.5日間については、客観的証拠の提出がないため、欠勤の理由

	<p>として正当とは認められない。また、上司に対して病院を受診する（受診した）旨の報告を行ったにもかかわらず、後日、病院を受診していないことを認めるなど、虚偽の報告を行ったもの。</p> <p>この行為は、地方公務員法第35条及び上天草市職員服務規程第2条に違反する非行に該当する。</p>
2	<p>令和6年度、体調不良を理由に6日と4時間の欠勤を繰り返したもので、客観的証拠の提出がないため、欠勤の理由として正当とは認められない。また、上司に対して病院を受診する（受診した）旨の報告を行ったにもかかわらず、何度催促しても領収書等の提示を行わず、マイナポータルでも受診履歴が確認ができないため虚偽の報告と判断した。</p> <p>この行為は、地方公務員法第35条及び上天草市職員服務規程第2条に違反する非行に該当する。</p>
3	<p>令和6年度、体調不良を理由に14日と6時間の欠勤を繰り返したもの。その内、2日と6時間については、客観的証拠の提出がないため、欠勤の理由として正当とは認められない。</p> <p>この行為は、地方公務員法第35条に違反する非行に該当する。</p>
4	<p>特に注意が必要である住民基本台帳事務における支援措置の取扱いについて、処理を怠り、結果的に情報を漏らし、支援措置の申出者に大きな不安や精神的苦痛、経済的負担を負わせたもの。</p> <p>また、損害賠償金を支払う結果となり、市の財政に負担を与えたもの。</p> <p>この行為は、地方公務員法第33条及び第34条に違反する非行に該当する。</p>
5	<p>特に注意が必要である住民基本台帳事務における支援措置の取扱い（書類の発送）について、後輩職員からの相談に対し状況を把握していたにも関わらず誤った指示を行ったことで、結果的に支援措置の事実を相手方に知られることとなり、支援措置の申出者に大きな不安や精神的苦痛を負わせたもの。</p> <p>この行為は、地方公務員法第33条及び第34条に違反する非行に該当する。</p>

3 処分年月日 令和7年12月26日

4 市長コメント

この度、本市職員が行った行為は、誠に遺憾であり、市民の皆さまの信頼を損なうことになりましたことを、心よりお詫び申し上げます。本日付けで厳正に懲戒処分を行ったところであり、職員には、これまで以上の法令遵守はもと

より、全体の奉仕者として強い自覚と緊張感をもって職務に専念するよう指導するなど、再発防止を徹底するとともに、引き続き市政の信頼回復に努めてまいります。

(連絡先)

総務部 総務課

担当：海崎課長、山中課長補佐、

寺中係長

電話：0964-26-5527